資料2-3

被保険者保険料負担軽減措置の終了について

○　2019（平成31）年3月の協議会において、「財源となる準備金が枯渇した場合には負担軽減措置は終了し、被保険者の負担保険料率は本来の保険料率の二分の一となること」、「2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで0.1%ずつ控除率を引下げること」、「当該積立金が枯渇する見通しである2026（令和8）年度については、2025年度末における当該措置に係る積立金の残高見込みを踏まえ、協議会において改めて控除率を決定すること」が方針として示された。

○　2025（令和7）年11月の協議会において、被保険者保険料負担軽減措置に係る積立金の残高見込みを踏まえ、2026（令和8）年度まで控除率0.1%を継続し、不足分については準備金から補填することが了承された。

○　今般、2026（令和8）年度の実績を踏まえて改めて試算したところ、裏面のとおり当該積立金が枯渇する見込みであるため、本措置は2026（令和8）年度をもって終了となる。

◆船員保険疾病保険料率の推移

	2010～2011年度（平成22～23）	2012年度（平成24）	2013～2021年度（平成25～令和3）	2022年度（令和4）	2023年度（令和5）	2024年度（令和6）	2025～2026年度（令和7～8）
疾病保険料率	9.40%	9.80%	10.10%	10.10%	10.10%	10.10%	10.10%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%	4.65%	4.75%	4.85%	4.95%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	0.10%
船舶所有者負担分	4.70%	4.90%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%	5.05%

【積立金残高の試算について（2026.8月実績より算出）】

（1）2025（令和７）年度末時点での積立金残高

728,797千円（2024年度末積立金残高＋利子収入） － 365,904千円（2025年度負担軽減必要額） ＝ 362,893千円（2025年度末積立金残高）

昨年度の見込み額 364,683千円

被保険者区分	平均標準報酬月額	料率	月数	被保険者数	2025(令和7)年度負担軽減必要額
一般被保険者負担軽減分	481,669円	0.1%	13.73ヵ月	54,182人	358,323千円
疾病任意継続被保険者負担軽減分	371,637円	0.1%	12ヵ月	1,700人	7,581千円
				合計額	365,904千円

※　ここでいう積立金とは、
被保険者保険料負担軽減分の積立金をいう。

（2）2026（令和８）年度末時点の積立金残高の試算

362,893千円＋4,174千円（利子収入見込）

367,067千円（2025年度末積立金残高＋利子収入見込） － 377,788千円（2026年度負担軽減必要額） ＝ △10,721千円（2026年度末積立金残高）

不足分については準備金から補填する

昨年度の見込み額 △6,659千円

被保険者区分	平均標準報酬月額	料率	月数	被保険者数	2026(令和8)年度負担軽減必要額
一般被保険者負担軽減分	497,660円	0.1%	13.73ヵ月	54,201人	370,348千円
疾病任意継続被保険者負担軽減分	373,710円	0.1%	12ヵ月	1,659人	7,440千円
				合計額	377,788千円

※　2026年8月までの適用状況の実績より、過去５年の平均伸び率で標報月額・被保険者数を推計し試算

※　ここでいう積立金とは、
被保険者保険料負担軽減分の積立金をいう。